

立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策について

報 告 書

立川基地跡地昭島地区に係る猛禽類保護方策検討委員会

平成 22 年 10 月 18 日

第1 本報告の位置付け

平成20年4月下旬、立川基地跡地昭島地区（以下「本地」という。）で「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」の国内希少野生動植物種に指定されている猛禽類（オオタカ）の営巣が確認された。これを受けて、関東財務局は、専門家意見をヒアリングする等希少猛禽類調査を開始した。さらに本地で予定している土地区画整理事業（以下「本事業」という。）の実施にあたり、希少猛禽類との共生を図るため、平成21年6月4日に、学識経験者を委員とする猛禽類保護方策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置した。

委員会では、希少猛禽類のこれまでの調査結果を受け、本事業へ希少猛禽類保全策を早期に反映させるため、検討内容について以下のとおりとりまとめた。

第2 本事業の概要

1. 事業の目的等

本地は、長い間、基地もしくは基地跡地として地域に閉ざされた空間となっていた。そのため、東側の国営昭和記念公園を除く3方を市街地に囲まれた状態にもかかわらず、希少猛禽類が営巣する環境が残されてきた。しかし、昭島市、立川市の中心市街地に近い立地にも関わらず、交通の分断等開発の遅れが課題となっていることから、地元地方公共団体が策定した「立川基地跡地昭島地区利用計画」を踏まえ、土地区画整理事業により、核都市にふさわしい広域的な機能や業務・商業機能の導入を図ることとした。本地に賑わいと活気を創出するとともに、地域のシンボルである国営昭和記念公園の緑を活用し、環境や景観に配慮した質の高い生活空間を形成することを事業の目的としている。

2. 事業の概要

- (1) 所在地 東京都昭島市福島町、築地町、中神町及び東京都立川市泉町、上砂町
- (2) 位置 JR青梅線東中神駅前に位置し、国営昭和記念公園に隣接している
- (3) 面積 事業面積 約70ha
- (4) 計画施設 都市計画道路、公園、業務・商業施設等複合施設及び住宅、国利用の施設
(具体的な利用計画は別添1のとおり)

第3 現時点での希少猛禽類調査結果

関東財務局は、希少猛禽類飛翔の情報を受け、平成20年4月より、専門家意見をヒアリングしながら希少猛禽類調査を開始した。さらに本事業において希少猛禽類との共生を図るため、平成21年6月に委員会を設置した。これまでの希少猛禽類調査結果では、平成20年営巣後途中放棄、21年繁殖、22年繁殖となっている。また、本調査開始前年の平成19年は国営昭和記念公園内のサクラ類での営巣が分かっている。

第4 現時点での営巣地の評価

1. 営巣地の環境

本地は、東側に隣接した国営昭和記念公園と共に、市街地に残された貴重な緑となっている。これまでの希少猛禽類調査では、平成19年に国営昭和記念公園内（国営昭和記念公園からの情報）で、平成20年から22年には本地で希少猛禽類の営巣が確認されている。平成19年は、比較的人の立ち入りが少ない国営昭和記念公園内「こもれびの丘」に近接して営巣し、また、本地内においても西側市道に接近しているものの、人が立ち入らない環境で営巣（平成21年、22年には繁殖に成功）している。

なお、営巣林としては、大径木が少なくやや貧弱であるが、今後、市街地に残された営巣地として、希少猛禽類が営巣し続ける可能性が十分考えられる。

2. 採餌等の環境

希少猛禽類調査の結果、国営昭和記念公園内のみんなの原っぱや水鳥の池付近での採餌や狩り行動が度々確認され、また、本地内でも停留、採餌、狩り行動が度々確認されている。繁殖が成功した平成21年では成鳥雄が不明となる6月まで雛3個体を育雛しており、監視カメラ調査でも日中満遍なく餌の持ち込みが行われていた。また、平成22年でも雛2個体を育雛しており、同様に日中満遍なく餌の持ち込みが行われていたことから、採餌環境として本地ならびに国営昭和記念公園を含めた周辺地域において一つがい分の環境容量があるものと考えられる。

第5 猛禽類との共生を図るための対応策

1. 対応策についての考え方

これまでの本地及びその周辺での希少猛禽類の営巣は、人の立ち入りが少ないゾーンを選好しており、本地のような市街地で希少猛禽類の営巣環境を保つためには、希少猛禽類保護区域、供用区域を明確にすることが重要であると考えられる。

また、本地東側に隣接する国営昭和記念公園（約180ha）の環境を維持することが重要であり、国営昭和記念公園との連携が不可欠である。

2. 対応策についての検討結果

(1) 希少猛禽類保護区域

本地内に、人が立ち入らないことを担保できる樹林を保護区域として、本事業の土地利用計画において確保できる最大の面積を、保全、整備する（保護区域は、別添2に図示する）。同保護区域は、本地の中央を南北に通る予定の都市計画道路（昭島3・2・11号国営公園西線）東側に整備し、採餌、狩り行動等の確認が多い国営昭和記念公園との連携を図る。

なお、調査の結果、保護区域の範囲に営巣に適していると考えられる樹木が複数本確認されたことから、平成21年の非繁殖期に人工代替巣を複数個所設置して繁殖を誘導するための措置を講じた。

(2) 供用区域

本地のうち、立ち入り禁止の保護区域以外を供用区域と位置付ける。

採餌、狩り行動が多く確認されている、本地東側に隣接する国営昭和記念公園（約180ha）

の環境を維持しつつ、本地と国営昭和記念公園との緑の連続性を確保するとともに、保護区域の周辺環境を整えることが重要である。

については、別添1に図示した環境保全用地のうち、別添2に図示した保護区域を除く部分については保護区域に対する緩衝地帯とし、それにふさわしい環境整備を検討する。そのため環境保全用地を分断する都市計画道路および国営昭和記念公園昭島口通路の緑被化等を提案し、連続性のある緑地として確保する。また、保護区域北側に隣接する区域についても緩衝地帯とし、立ち入り制限が可能な土地利用とする。

その他、各々の施設機能上支障の無い範囲で、国が整備を計画している施設の屋上緑化及び壁面緑化や、土地区画整理事業において設置を義務付けられている公園等の緑地公園化、残堀川沿いは帯状に緑化を図り、街路樹・緑道の整備等、可能な限り緑を担保し、緑被率の確保に努める。

本事業による環境変化は相当程度あり、希少猛禽類保護区域等の緑地の担保、保全策を図るが、不確実性も当然内包する。そのため、専門家の意見をヒアリングしながら、事業中、事業後のモニタリング、継続的な希少猛禽類保護区域、供用区域の管理を行う。

これらにより、将来的に希少猛禽類営巣の可能性を確保することが、本事業と希少猛禽類との共生を図る上で、望ましい対応策となると判断した。

第6 まとめ

委員会は、本地に希少猛禽類保護のための保護区域を設定するほか、保護区域への人工代替巣の設置、現状の緑を財産として残す工夫をしつつ、供用区域に建設する施設の機能上支障の無い範囲で屋上緑化、壁面緑化及び緑被率の確保、希少猛禽類の生息状況調査の継続等の方策をとる前提で、希少猛禽類の営巣環境を確保することとした。

今後の対応については、以下のとおりとする。

1. 監視計画

- ・希少猛禽類の生息状況調査を継続し、データの蓄積を引き続き行う。
- ・監視カメラ調査結果を基に行動パターンを解析し、工事中における特異的な行動の監視、その他の対応のためのマニュアルを策定する。

2. 事業計画上の配慮

(1) 保護区域

a. 広さ

- ・保護区域の広さは約5.6haとする。

b. 管理方針

- ・保護区域は常時立ち入り禁止とする。
- ・保護区域を容易に立ち入りできない柵で囲う。
- ・保護区域での餌の解体場所、飛翔空間確保のための下草刈り、枝打ちを定期的に行う。

(2) 供用区域

a. 緩衝地帯

- ・北側緩衝地帯の広さは約5.2haとし、人の立ち入り制限が可能な土地利用（施設を含む）とする。なお、施設建設にあたっては、可能な限り現存する自然を生かす工夫をする。

- ・南西側緩衝地帯の広さは約 2.6ha、南側緩衝地帯の広さは約 0.9ha とし、可能な限り自生する樹林を残し、自然を生かした公園として利用する。

b. その他の区域

- ・計画地内の道路については、自然環境に配慮した構造とする。特に、保護区域に接する道路については、ロードキルを防止するため野生動物の安全な移動に配慮した構造とする。
- ・大径木については、整備に支障の無い範囲で可能な限り残すよう配慮する。
- ・可能な限り緑被率を高めるよう配慮する。

3. 事業実行上の配慮

現状では、具体的な作業計画、工事計画が未定の状態であることから、今後これらの計画がある程度具体化した段階で委員会に諮り、詳細な事業実行上の配慮を行うこととする。

現段階での主な配慮事項は以下のとおりである。

- ・繁殖ステージ及び繁殖地からの距離を考慮した工事範囲、工程を設定すること。
- ・工事用道路、資材置き場は可能な限り保護区域から離すこと。
- ・工事関係者は保護区域へ立ち入りさせないこと。このため工事に際しては、可能な限り工事箇所仮囲いを設けること。なお、やむを得ず立ち入る場合は、希少猛禽類の繁殖に影響の無い範囲で、管理者の了解を得て立ち入ることとする。
- ・騒音、振動の少ない工法により工事を実施すること。

4. 事業完了後の配慮

現状では、具体的な利用計画が未定の状態であることから、本事業期間中これらの計画がある程度具体化した段階で委員会に諮り、詳細な事業完了後の配慮について意見を求めることとする。

現段階での主な配慮事項は以下のとおりである。

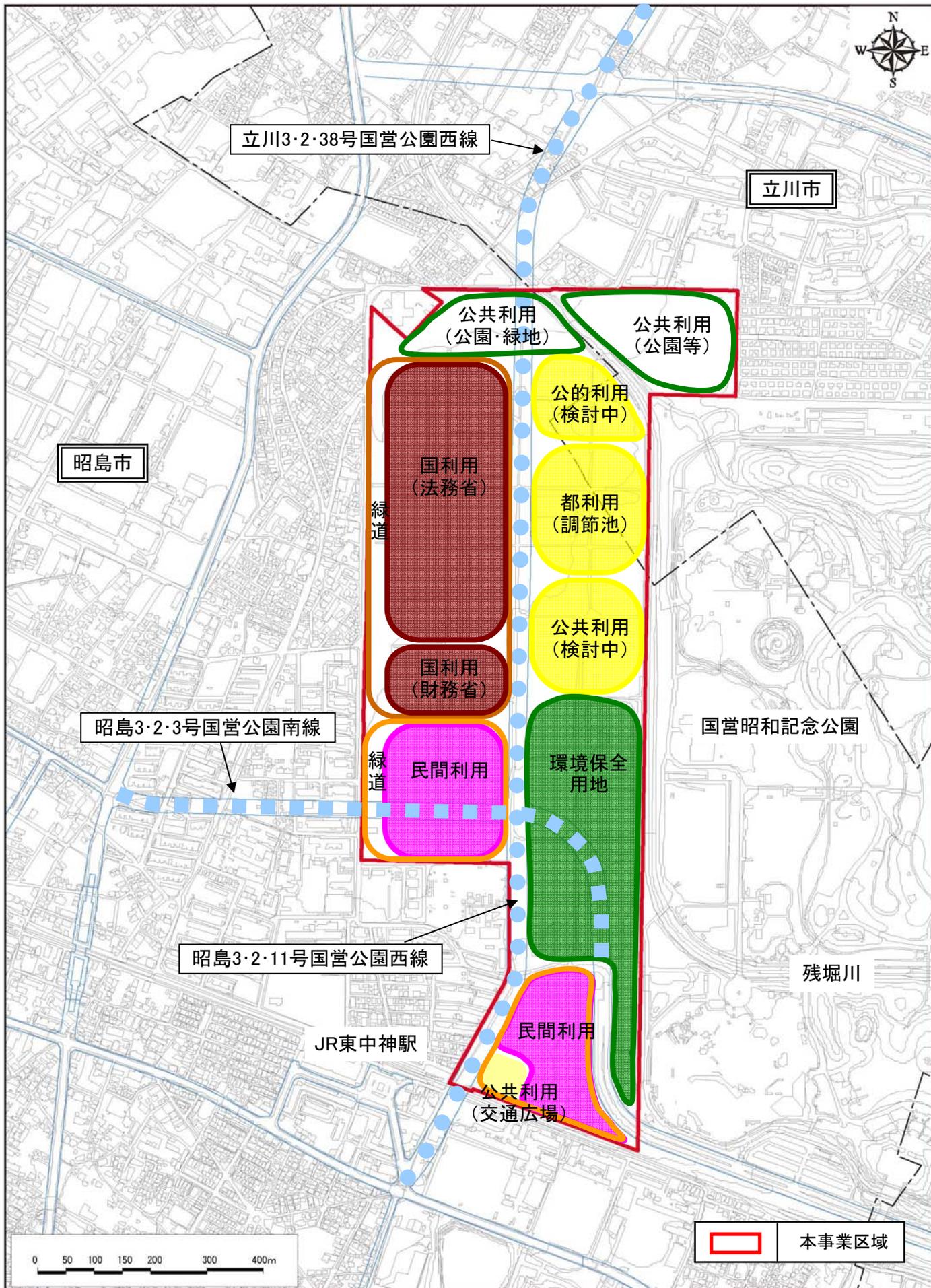
- ・事業区域内において建設される建物の外壁の色は、目立つ色を避けるよう配慮する。
- ・建築物には、バードストライクを避ける工夫（例えば、鏡効果の高い素材を使用しない、窓部分にルーバーを設置する等）をするよう配慮する。

5. 平成 22 年度以降の委員会開催計画

委員会は、平成 23 年度より年 1 回の開催を原則とするが、事業の進捗状況に合わせ随時に開催することとする。

以 上

利用計画図



保護区域図

